

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第44号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和39年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>様式第1号</b> （略）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>条例、定款その他の基本約款</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>主な職員の氏名及び経歴</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する施設の名称、種類（認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）</p> <p>7 （略）</p> <p><u>添付書類</u></p> <p>(1) <u>収支予算書</u></p> <p>(2) <u>事業計画書</u></p> <p><b>様式第4号</b> （略）</p> <p>老人デイサービスセンター等設置届 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>施設の長その他主な職員の氏名及び経歴</u></p> <p>5～7 （略）</p>	<p><b>様式第1号</b> （略）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>届出者の登記事項証明書又は条例</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 主な職員の氏名</p> <p>5 （略）</p> <p>6 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、<u>小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業</u>を行おうとする者にあつては、事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（<u>小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業</u>に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、<u>登録定員</u>又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）</p> <p>7 （略）</p> <p><b>様式第4号</b> （略）</p> <p>老人デイサービスセンター等設置届 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 施設の長の氏名</p> <p>5～7 （略）</p>

添付書類

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- (2) 市町がその区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その施設を設置しようとする区域の市町の同意書
- (3) 市町以外の者にあっては、定款その他の基本約款

様式第5号 (略)

養護老人ホーム  
設置届  
特別養護老人ホーム

(略)

市町長 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(略)

- 1 (略)
- 2 施設の地理的状况
- 3 (略)
- 4 施設の運営の方針
- 5 入所定員
- 6 職員の定数及び職務の内容

添付書類

市町以外の者にあっては、届出者の登記事項証明書

様式第5号 (略)

養護老人ホーム  
設置届  
特別養護老人ホーム

(略)

住 所  
名 称  
代表者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営の方針
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号。以下「規則」という。）第6条又は第32条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
  - (2) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - (3) 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - (4) 規則第26条第1項（規則第40条におい

7・8 (略)

添付書類

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- (2) 当該市町の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その施設を設置しようとする区域の市町の同意書

様式第6号 (略)

養護老人ホーム

設置認可申請書

特別養護老人ホーム

(略)

- 1 (略)
- 2 施設の地理的状况
- 3 (略)
- 4 施設の運営の方針
- 5 入所定員
- 6 職員の定数及び職務の内容

て準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容

- (5) 規則第26条第2項(規則第40条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容

5・6 (略)

添付書類

地方独立行政法人にあっては、届出者の登記事項証明書

様式第6号 (略)

養護老人ホーム

設置認可申請書

特別養護老人ホーム

(略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営の方針
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第8号。以下「規則」という。)第6条又は第32条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
  - (2) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

7・8 (略)

9 資産の状況

添付書類

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- (2) 定款その他の基本的約款
- (3) 施設を設置しようとする区域の市町の意見書

様式第9号 (略)

廃止  
老人デイサービスセンター等の 届  
休止

(略)

1・2 (略)

3 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

4 (略)

様式第12号 (略)

有料老人ホーム設置届

(略)

1～4 (略)

5 施設において供与される便宜の内容

6・7 (略)

8 入所定員及び居室数

9 市場調査等による入所者の見込み

10 (略)

11 入居一時金、利用料その他の入所者の費

(3) 職員の勤務の体制及び勤務形態

(4) 規則第26条第1項(規則第40条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容

(5) 規則第26条第2項(規則第40条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容

5・6 (略)

添付書類

申請者の登記事項証明書

様式第9号 (略)

廃止  
老人デイサービスセンター等の 届  
休止

(略)

1・2 (略)

3 現に便宜若しくは援助を受け、又は入所している者に対する措置

4 (略)

様式第12号 (略)

有料老人ホーム設置届

(略)

1～4 (略)

5 施設において供与される介護等の内容

6・7 (略)

8 入居定員及び居室数

9 市場調査等による入居者の見込み

10 (略)

11 老人福祉法第29条第7項に規定する前払

用負担の額 12～16 (略) 添付書類 (1)・(2) (略)  <u>(3)</u> (略)	<u>金、利用料その他の入居者の費用負担の額</u> 12～16 (略) 添付書類 (1)・(2) (略) <u>(3) 老人福祉法第29条第7項に規定する保          全措置を講じたことを証する書類</u> <u>(4)</u> (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の老人福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の老人福祉法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。